

転勤に伴う借上社宅の社宅料金等の取り扱いに関する確認書

光和精鉱株式会社と光和精鉱労働組合とは、転勤に伴う借上社宅の会社負担、個人負担等の取り扱いについて、下記のとおり確認する。

記

1. 借上社宅の会社負担と個人負担

(1) 契約時の敷金、礼金、手数料などについては全額会社負担とする。

(2) 家賃及び共益費の負担

家賃及び共益費は会社負担は95%、個人負担は5%とする。ただし、この上限額は世帯者は12万円、単身者または独身者は8万円とし、これを超える額は全額個人負担とする。

(3) 駐車場料金

全額自己負担とする。この場合、駐車場が付属している家賃でその料金が明確に区別されている場合は、その料金は会社負担の対象外とする。

(4) 光熱水道料

全額個人負担とする。

(5) 借上社宅の選定

居住場所および家屋の選定は、本人の希望を参酌して、会社が借上社宅として住居を選定する。

2. 適用対象者

適用対象者は社員とする。

再雇用社員及び嘱託は別に定める。

3. 実施日

平成14年7月1日より実施する。

付則 この取扱いは、既に実施しているが労使で改めて確認するものである。

以上

平成14年6月20日

光和精鉱株式会社
取締役 総務部長

則松

光和精鉱労働組合
書記 長

植野哲生